

# 企業結合に係る会計処理基準 に関する論点整理

平成13年7月6日

企業会計審議会

## 目次

要旨	1
. 検討の経緯	4
. 基本的認識	4
1 . 企業結合の重要性の増大	4
2 . 会計処理基準を巡る国際的な動向	5
( 1 ) 企業結合に係る会計処理基準	5
( 2 ) 最近の国際的な動向	6
3 . わが国の現行制度と実務上の取り扱い	7
4 . 会計処理基準整備の必要性	8
. 企業結合会計の論点	10
1 . 会計処理方法の定義	10
( 1 ) 議論の整理の着眼点	10
( 2 ) 増加する資本	11
( 3 ) パーチェス法における取得企業（存続会社、合併会社）の決定規準	12
( 4 ) 承継される資産・負債の範囲とその評価基準	13
2 . 企業結合の会計処理の基本的考え方と処理方法の使い分け	14
( 1 ) 企業の継続性と「持分の継続」の考え方	14
( 2 ) 「事業の取得（購入）」の考え方とパーチェス法の基本的考え方	15
( 3 ) プーリング法とパーチェス法の使い分け	17
3 . のれんの会計処理	18
( 1 ) のれんの本質	18
( 2 ) のれんの会計処理方法	19
( 3 ) 負ののれん	20
( 4 ) 識別可能無形資産	21
4 . 企業結合会計の適用範囲等	21

・ 参考資料.....	23
1. 米国の企業結合会計.....	23
(1) 現行の会計処理基準の概要.....	23
(2) 最近の動向.....	24
2. 国際会計基準の企業結合会計.....	25
(1) 現行の会計処理基準の概要.....	25
(2) 最近の動向.....	27
3. 主要な会計処理方法（比較表）.....	29

## 要旨

本論点整理は、企業結合会計に係る会計処理基準を設定するに当たって検討すべき基本的な論点を取りまとめたものであり、以下はその要旨である。

### 1. 会計処理方法の定義

企業結合の会計処理方法には、パーチェス法と持分プーリング法（プーリング法）があり、従来以下のように理解されてきた。

プーリング法：被結合会社の資産と負債を帳簿価額のまま受け入れ、かつ／または、被結合会社の資本（株主持分）をそのまま結合会社に引き継ぐ方法

パーチェス法：被結合会社の資産と負債を公正価値で受け入れ、かつ／または、交付した株式の公正価値だけ資本を増加させ、そのすべてを拠出資本とする方法

わが国では、プーリング法とパーチェス法といっても多様な類型が実務上利用されてきており、それぞれの定義を確定する必要がある。その場合、承継する資産・負債とその評価、増加する資本の額とその内訳のどちらに着目するかによって定義が異なってくるので、両方の視点から問題を整理する必要がある。

また、以下の関連する論点についても検討する必要がある。

- ・ 資本金と資本準備金への振り分け方
- ・ 留保利益の引き継ぎ
- ・ 資本（株主持分）が減少する場合の会計処理
- ・ 取得企業が特定されない場合の取り扱い
- ・ 取得企業が法律上の存続会社と違う場合の取り扱い
- ・ 繰延資産（繰延費用）や引当金の引き継ぎの可否及び引き継ぐ場合の評価など
- ・ パーチェス法を適用する場合の公正価値の測定方法

## 2．企業結合の会計処理の基本的考え方と処理方法の使い分け

現時点ではパーチェス法とプーリング法の論理的優劣を決めることは難しい。しかし、パーチェス法とプーリング法は状況にかかわらず選択できる方法ではないため以下について検討する必要がある。

- ・両者を状況別に使い分けることが妥当か否か
- ・使い分けるとしたときの規準はどのようなものが適切か

また、諸外国で提案されているフレッシュ・スタート法については諸外国の動向も踏まえ慎重に検討する。

## 3．のれんの会計処理

のれんの会計処理方法には下記の複数の方法があり、どのような方法が適切か検討する必要がある。

- A．払込資本（拠出資本）から控除する
- B．留保利益から控除する
- C．年度の純利益から控除する
  - C1 即時に償却する
  - C2 規則的に期間配分して償却する
  - C3 通常は償却せず、減損処理する

負ののれん（貸方差額）については、正ののれん（借方差額）と対称的な会計処理方法のほか、償却性資産の減額処理とする負ののれん固有の方法もあり、あわせて検討する。

のれんに関連して、正ののれんから識別可能な無形資産への振り替えを強制するか、容認するか、あるいは禁止するか検討する。

## 4．企業結合会計の適用範囲等

以下について検討する必要がある。

- ・企業結合の会計処理基準と連結会計基準の違いから不整合が発生しないように企業結合の会計処理方法を検討する必要がある。
- ・企業結合と企業分割の会計処理の違いから不整合が発生しないように企業

分割の会計処理方法を検討する必要がある。

- ・ 企業集団内の合併等の会計処理方法は企業結合の会計処理方法と別であると考えてよいか検討する必要がある。
- ・ プーリング法を採用する場合に、結合した年度の結合当事企業の収益及び費用をすべて合算すべきかどうか、また過年度から結合していたかのように過年度の財務諸表を合算して修正再表示するかどうか検討する必要がある。

## ．検討の経緯

昨年5月に開催された企業会計審議会総会において、企業結合に係る会計処理基準を第一部会において審議することが決定された。第一部会は昨年9月からこれまで11回にわたり部会を開催し、近年の商法改正、諸外国の会計処理基準の現状及び動向、米国やわが国の会計実務、財務諸表利用者のニーズ等について関係者からのヒアリングを実施するなどの検討を行った。審議においては、企業結合に係る会計処理基準は、わが国の実態に適合し、かつその考え方が国際的に理解される必要があるとの認識に立って議論が進められた。本論点整理は、企業結合に係る会計処理基準について検討すべき論点を取りまとめたものであり、今後、広く各界から寄せられる意見も参考にし、さまざまな観点を考慮しつつ、さらに審議を続けていくことを予定している。

## ．基本的認識

### 1．企業結合の重要性の増大

ここ数年わが国では、企業結合を含む企業組織再編成を支援するための法制の整備が進められてきた。すなわち、数次にわたる商法改正により、合併制度の合理化（平成9年）、株式交換・移転制度の新設（平成11年）、会社分割制度の創設（平成12年）が実現するとともに、これらにともなって税制も整備され、平成13年には、合併、現物出資などを含む企業組織再編に係る税制の抜本見直しが行われた。

このような法制の整備もあって、わが国ではここ2、3年、大型の合併や共同持株会社の設立が相次いでおり、企業結合が増加傾向にあることをうかがわせる調査報告もいくつか出されている。外部環境が構造的に変化し、国際競争が激化している中で、わが国の企業は事業の再編成を求められており、新しく導入された制度とあいまって、企業結合を活発に行うようになってきている。そのため、企業経営における企業結合の重要性は今後ますます増大すると予想される。そうした動向は、ディスクロージャーの面でも企業結合

の情報に対するニーズを高めていくはずである。

## 2．会計処理基準を巡る国際的な動向

### (1) 企業結合に係る会計処理基準

企業結合会計の国際的な動向をみると、ここでも米国基準や国際会計基準が各国の制度をリードしている。それらの基準には以下のような特徴が認められる。

まず、企業結合には、資産の譲渡・譲受け、株式の譲渡・譲受け、資産と法人格の譲渡・譲受け、の三つがあるが、企業結合会計の対象は、いずれについても企業集団とその外部との取引に限られている。具体的には、企業集団の頂点にある親会社同士の合併や株式移転による共同持株会社の設立、企業集団をまたぐ吸収分割や営業譲渡といった取引である。親子会社間の合併など、企業集団内で行われる取引は、企業結合会計の対象となっていない。

次に、従来の企業結合会計では、企業結合の実態ないし状況に応じて会計処理方法が選択されている。すなわち、結合の実態が大きく企業買収（取得）と持分の結合に分けられ、それぞれに適用すべき会計処理方法が規定されている。

ここで、企業買収に該当する企業結合は、結合する企業のいずれかが結合後の企業を支配するケースである。たとえば、現金で株式を取得して他社を子会社化する取引は代表的な企業買収である。また、株式の交換による企業結合であっても、実質的にいずれかの企業が他の企業を支配することになるものは企業買収とされる。

他方、持分の結合に当たるのは、結合する企業のいずれもが、そこでいう支配する企業（取得企業）とみられないケースである。取得企業が特定できない以上、その企業結合は企業買収ではなく、持分の結合とみなされるのである。持分の結合においては、結合前の企業の株主持分がそのまま結合後の企業に引き継がれ、株主は結合後の企業のリスクとベネフィットを共有することになるとみなされる。そのため、持分の結合とされるためには、結合す

る企業間で株式と株式の交換が行われる取引であることが条件となる。

企業結合が企業買収に当たるときには、パーチェス法とよばれる会計処理方法が適用される。パーチェス法においては、通常の資産購入のように、取得企業は被取得企業の資産及び負債を取得時の時価で受け入れ、対価として株式を発行したときは一般に交付した株式の時価総額をもって資本の増加とする。対価として現金その他の資産を支出する場合もあるので、取得の対価（取得原価）はこれらと資本の増加額の合計額になる。資産及び負債の正味受入価額と取得の対価に差があれば、その差額はのれんとして認識される。

それに対して、持分の結合に当たるときは、プーリング法とよばれる会計処理方法が適用される。この方法では、結合する当事会社すべての資産及び負債が原則として結合前の帳簿価額で引き継がれる。資本についても資本金、剰余金といった内訳がすべてそのまま引き継がれる。このため、プーリング法ではのれんが発生しない。

## （２）最近の国際的な動向

このような会計処理方法の使い分けに対して、最近では会計処理方法を一つに限定しようとする議論が国際的に広まりつつある。すなわち、プーリング法を廃止し、企業結合の会計処理方法をパーチェス法だけに一元化しようとする議論である。

このような議論の背景には、結合時点での時価への評価替えを伴うパーチェス法とそうでないプーリング法で財務諸表への影響が大きく異なり、両者の使い分けが財務諸表の比較可能性を損なうことへの危惧などがある。また、プーリング法がそれを認めた会計処理基準の趣旨を逸脱して適用されているのではないかという疑問も出されている。これらが、パーチェス法に一元化しようとする主張に結びついている。

1999年に公表された米国財務会計基準審議会（FASB）の公開草案は、この方向に沿って会計処理基準を改訂しようとするものである。そこでは、取得企業のない企業結合は存在したとしてもまれであり、会計処理基準としてパーチェス法とは別の会計処理方法を用意する必要はないという考え方が

示されている。また、パーチェス法が適切でない状況においては、プーリング法ではなく、すべての結合企業を結合時の時価で評価替えするフレッシュ・スタート法とよばれる会計処理方法が適切だとされる一方、同法がどこの国の制度としても採用されていない事実に加えて、なによりも一元化を通じて財務諸表の比較可能性を確保する観点からパーチェス法に限定すべきだという主張がなされている。

この公開草案はその後の同審議会の検討により、のれんの規則的な償却をやめて臨時的な減損処理に委ねるといった、従来のパーチェス法とは異なる方式を取り入れたうえで、近く最終的な基準として公表されるといわれている。

このほか、数カ国の基準設定主体関係者の非公式の集まりであり、国際会計基準委員会（IASB）もオブザーバーとして参加していたG4+1からも、1998年にパーチェス法への一元化を勧告する報告書が出されている。

しかし、現時点においては、企業結合の実態に応じて会計処理方法を使い分ける基準が諸外国でも広く用いられており、現行の国際会計基準もその立場に立っている（国際会計基準第22号）。したがって、世界的にパーチェス法への統一が進むかどうかはまだ明確でない状況にある。（米国及び国際会計基準の企業結合会計の概要及び最近の動向については本論点整理の末尾にそれぞれ簡単にまとめてある。）

いずれにせよ、そこで主張される会計処理方法の一元化は、すべての企業結合を基本的に単一の事実とみなし、それに画一的な会計処理を適用するものである。他方、すべての企業結合を常に単一の事実とみることができなければ、その実態を必要最小限の類型に分けたうえで、それぞれに異なる会計処理を対応させることになる。その観点の違いを検討することが、以下の . における論点整理の核心である。

### 3. わが国の現行制度と実務上の取り扱い

わが国には、連結会計基準を除くと企業結合の詳細な会計処理基準がなく、商法の規定に従う範囲内で幅広い会計処理が行われている（注1）。

商法では、合併の会計処理に関して、以下のような重要な点が規定されている。

- ・被合併会社(消滅会社)から承継する純資産額を限度として、合併会社(存続会社)の資本金を増加させることができる(注2)
- ・上記の純資産額と資本金増加額との差額は合併会社の資本準備金とする
- ・ただし、被合併会社の留保利益は資本準備金とせずに合併会社の留保利益にすることができる

しかし、この承継する純資産額の決め方については商法に明文の規定がないため、時価以下の範囲内であれば承継資産を任意で評価替えすることも、被合併会社の帳簿価額を引き継ぐこともできると解されている。また、資本(株主持分)についても、増加額をすべて資本金及び資本準備金にする方法、被合併会社の留保利益をそのまま引き継ぐ方法などの選択が認められている。

合併の実務では、これまで、被合併会社の資産及び負債を合併前の帳簿価額で引き継ぐ会計処理方法が多く選択されていた。これは、引き継いだ資産の評価替えを行うと評価益部分に課税されるためであったといわれている。被合併会社に欠損金がある場合には、それを埋め合わせる範囲内でつまり課税所得が生じない範囲内で評価益を認識することもあった。ただし、本年4月からは前述の組織再編税制が適用されており、合併等が適格要件を満たす場合には資産を帳簿価額で引き継ぎ、満たさない場合には時価での資産譲渡として処理することとされている。

商法では株式交換・移転や会社分割制度の会計処理に関して、合併と同様に重要な点についてのみ規定が設けられている。純資産額の評価に関して明文の規定がないという点も合併と共通している。

#### 4. 会計処理基準整備の必要性

近年の法制度の整備や組織再編の活発化を考慮し、わが国においても企業結合全般に適用される会計処理基準を整備する必要があるとの指摘がなされている。現状では、企業結合に適用すべき会計処理基準が明確ではなく、経済的実態が同一であっても、法的形式が異なるごとに会計処理が区々になる

可能性がある。

特に、企業買収に関して、子会社の取得と合併が別扱いされることは従来から大きな議論となっている。株式の100%を取得して子会社にしても、同一の会社を吸収合併しても、両者の経済的実態が同じなら、会計処理も同一であることが望まれる。しかし、前者の場合には連結財務諸表原則が適用されて子会社の資産が取得時の時価で評価され、後者の場合にはすでにみたように被合併会社の帳簿価額を引き継ぐことができる。そのため、いずれの形態を選択するかによって、連結財務諸表上異なった結果となることが少なくないといわれている。

また、連結財務諸表と個別財務諸表の間で生じる不整合も指摘されている。たとえば、親会社が連結子会社を合併するときに、受入資産に含まれる未実現利益を消去しないで子会社の帳簿価額を引き継ぎ、連結財務諸表においても個別財務諸表上の会計処理を修正しないことがある。この場合、合併を機に未実現損益が実現したかのような会計処理が行われることになり問題であるとの指摘がある。

このようなわが国の企業結合会計の状況を踏まえ、同様の経済的実態を有する取引には同じ会計処理方法が適用されるようにするとの観点から、首尾一貫した会計処理基準を整備する必要がある。企業結合による事業再編の重要性が高まっている折、適切な投資情報のディスクロージャーという観点からも会計処理基準の整備が必要になっている。

## ・企業結合会計の論点

### 1. 会計処理方法の定義

#### (1) 議論の整理の着眼点

わが国では、プーリング法とパーチェス法といっても、それぞれの多様な類型が実務上で利用されてきた。そこで、会計処理のどのようなバリエーションを制度上容認するかを議論するのに先立ち、まずプーリング法とパーチェス法の意義を確認しておく必要がある。それぞれの意義を確定する作業は、各方法の本質や基本的考え方を再検討し、多様な類型がもつ各種の問題点を整理するうえで必要である。以下では合併の場合を中心に論点を整理するが、それらは株式の交換を伴う営業譲渡や会社分割にもあてはまることが多い。

上述した二つの会計処理方法を定義するに当たっては、承継する資産・負債とその評価、増加する資本の額と内訳、に着目する必要がある。そのどちらに着目するかによって、会計処理方法の定義は異なってくる。たとえば、に着目してプーリング法とパーチェス法を定義する場合には、の内訳について、パーチェス法であっても留保利益を引き継ぐ方法を考えることもできる。他方、に着目してパーチェス法を定義する場合には、増加する資本の額と一致するように、承継する資産と負債の評価額を決めることもできる。企業結合をめぐる多様な問題を効率的に整理するため、また会計処理方法の本質的相違をわかりやすく整理するために、と の着眼点を念頭に検討する。

従来から、プーリング法とは、被結合会社の資産と負債を帳簿価額のまま受け入れ、かつ/または、被結合会社の資本(株主持分)をそのまま結合会社に引き継ぐ方法であると理解されている。他方、パーチェス法は、被結合会社の資産と負債を公正価値で受け入れ、かつ/または、交付した株式の公正価値だけ資本を増加させ、そのすべてを拠出資本(払込資本)とする方法であると理解されている。たとえば、この定義においても、「かつ」であるのか、「または」であるのか、いずれか一方だけを必須の条件とするのかなどを考えてみなければならない。当面の検討課題は、前記のと の視点から問

題を整理したうえで、プーリング法とパーチェス法の定義　プーリング法、パーチェス法とみなされるための必要十分条件　を確定することである。

ただ、前述のように、これまでの実務では、被結合会社の資産と負債を帳簿価額のまま受け入れながら、被結合会社の資本の一部である留保利益を引き継がない方法や、被結合会社の資本をそのまま引き継ぎながら、承継する資産の一部を公正価値で評価する方法などが採用されることもあったようである。そうしたバリエーションの許容範囲を定める必要もある。そのためには、会計処理の形式的要件だけでなく、プーリング法やパーチェス法の基本的考え方にまで立ち返って、それぞれの方法の本質的要件を考えてみる必要がある。

そうした会計処理方法の定義に関連して、以下のような論点も検討する。

## **(2) 増加する資本**

被結合会社の資本をそのまま引き継がない場合には、増加する資本をあらためて計算しなければならない。その際には、増加する資本の額だけでなく、その総額をまず資本金と資本準備金とにどのように振り分けたらよいかの問題になる。企業結合による資本の増加を通常金銭払込による増資と同一視して、その会計処理と整合的に企業結合の会計処理も定めるべきであるのか、それとも、企業結合を別扱いにし、通常増資の会計処理にはとらわれずに会計処理を定めるべきであるのかを検討する必要がある。後者の場合、さらに、商法の規定との関係、資本金と資本準備金との振り分けについてどの程度の裁量を企業に認めるべきかなどが問題になろう。

また、従来は、承継する資産・負債の評価基準（帳簿価額か公正価値か）にかかわらず、被結合会社の留保利益の引き継ぎが認められることもあった。このように留保利益の引き継ぎを認めているのは、配当財源を確保する必要があるケースや留保利益維持条項が債務契約において定められているケースなど、企業結合の会計処理がもたらす経済的影響などに配慮したものであると解されている。新たに企業結合の会計処理基準を設定するに当たり、同様の配慮をする必要があるのか、留保利益の引き継ぎについて一定の規制が必

要であるのか、その経済的影響も考慮しつつ、慎重に検討する必要がある。

さらに、企業結合に際しては、資本が増加するケースばかりでなく、逆に減少するケースが問題になることもある。たとえば、相互保有していた被結合会社の株式や、被結合会社が保有していた結合会社の株式（自己株式）を消去する場合などである。これらについても、通常の株式消却の会計処理と整合的に定めるのか、企業結合に限って特別な処理を定めるのかが問題になる。こうした資本の増減は問題が複雑であるため、商法の規定との関係も踏まえて、会計処理基準の体系に十分に留意して検討する必要がある。

### **（３）パーチェス法における取得企業（存続会社、合併会社）の決定規準**

パーチェス法では、被取得企業の資産・負債を取得時の公正価値で評価しながら、取得企業の資産・負債は帳簿価額をそのまま引き継ぐため、当事会社のいずれが取得会社とみなされるかによって、企業結合の会計処理の結果が大きく異なる。そこで、パーチェス法を適用する場合には、取得企業をどのように決めたらよいのか、その決定規準が重要な問題になる。すべてのケースについて取得企業を明確に定めることが可能か、取得企業が明確には定められないケースは存在しないのか、もしも取得企業が明確には判明しないケースはどのように扱ったらよいのかなどの問題を検討しなければならない。もちろん、この論点は、企業結合の会計処理をパーチェス法に一元化する場合のみならず、他の方法（たとえばプーリング法）との使い分けを定める場合にも問題になる。したがって、これは、パーチェス法だけを独立に検討して解決できるものではなく、プーリング法などとの比較考察を経てから検討することになる。

その決定規準とは別に会計制度上、特に留意しなければならないのは、パーチェス法を適用する場合の取得企業と法律上の存続会社とが食い違うケースである（逆さ合併；国際会計基準にいう逆取得）。そのケースでも被合併会社を取得企業とする会計処理を法律上の存続会社に義務付けるべきか、仮に義務付ける場合、法律上の存続会社に対する商法の規定との関係をどうするかが問題になる。この論点は、法的形式よりも実質を優先すべしとする実質

優先原則をめぐる問題であると解されているが、同時に、証券取引法におけるディスクロージャー制度と商法の決算制度との関係をめぐる根本的な問題でもある。

#### **(4) 承継される資産・負債の範囲とその評価基準**

従来、プーリング法とパーチェス法とでは基本的な考え方が異なるため、被結合会社から承継できる資産・負債の範囲も異なるといわれることがあった。しばしばその典型例として問われてきたのは、繰延資産（繰延費用）や引当金などの、いわゆる会計上の擬制資産、擬制負債である。プーリング法では、被結合会社で貸借対照表への計上（貸借対照表能力）が認められた項目は、特段の制約を受けることなく、そのまま結合後も引き継がれる一方、パーチェス法では、繰延資産（繰延費用）や引当金の一部について引き継ぎが否定されるという見解もある。それと反対に、パーチェス法をめぐり、被結合会社の貸借対照表には計上されていない資産や負債（たとえば法律上の権利ではない無形資産や法律上の債務性がない引当金）などを、企業結合の際の会計処理を通じて計上すべきであるという見解や、繰延資産や引当金についても、企業結合に際して再評価（再計算）すべきであるという見解もある。それらについては、パーチェス法の本質にてらして検討するとともに、それぞれの項目ごとの計上根拠にも留意して、承継される資産・負債の範囲とその評価を検討する。

また、パーチェス法で使用される公正価値についても検討する余地が少なくない。そこでいう公正価値は、企業結合時の時価を指すと解されているが、一般に、市場のない資産や負債の公正価値をどのように測定するのかについては、諸外国の状況を見ても、必ずしも一義的には定まっていないようである。公正価値の意義を明確にするには、企業結合会計以外にも公正価値が会計測定で利用されることに留意しつつ、その用語法の普及や定着の度合い、測定技術の成熟度合いなども勘案する必要がある。

## 2. 企業結合の会計処理の基本的考え方と処理方法の使い分け

### (1) 企業の継続性と「持分の継続」の考え方

諸外国では、企業結合の会計処理方法としてプーリング法とパーチェス法が認められ、企業結合の状況に応じてそれぞれを使い分けるように、会計処理基準が設定されている。しかし、その検討に際して両者の異質性ばかりを強調すると、両者が並存して定着してきた内外の歴史と現状にてらして、いたずらに議論を混乱させかねない。その混乱を避けるには、まず、プーリング法とパーチェス法に共通する基本的な考え方を整理したうえで、その共通点にてらして両者の相違点を確認する必要がある。そうして明確にされる相違点は、プーリング法とパーチェス法の使い分けの問題を議論する場合にも、有益な手がかりを与えてくれるであろう。

前述のとおり、プーリング法とパーチェス法の定義の仕方は多様であるが、それでも、明確な共通点が一つ存在している。それは、プーリング法はもとより、パーチェス法であっても結合会社（取得企業、存続会社）は結合の事実にかかわらず継続企業（ゴーイング・コンサーン）とみられ、その資産・負債の帳簿価額は、企業結合後もそのまま引き継がれる点である。この点は、従来から、「持分の継続」とよばれる考え方で説明されてきた。すなわち、持分が継続しているという意味で企業が継続性を断たれていないかぎり、企業結合によって投資のリスクは変質しても、その変質によっては個々の投資のリターンは実現せず、まして資本の額が変わることはないとする考え方である。この考え方は、現在、ある種の非貨幣財同士の交換の会計処理にも適用されており、実現概念にも通じる基本的考え方である。

ここでいう「持分」は、持分証券（株式）を通じた企業活動の成果に対する権益ないし請求権のことであり、たとえ株主が株式の転売により入れ替わっても、その証券が表象する権益の実質が失われていないかぎり、持分は継続しているとみなされる。現金で買収された企業の持分は清算されてもはや継続しないが、株式の交換によって取得された企業の持分は、清算されずに継続するとみられることもある。

つまり、買収されてしまえばもはや継続企業でないのは自明だが、株主が

引き継がれるケースでは、被取得会社であっても清算されて継続性が断たれるとは言い切れない。企業結合の前と後では、結合当事企業のいずれについても株主持分の実質は変わっているはずだが、それでも取得会社については持分が継続するというのがパーチェス法の想定である。もし被取得会社株式の実質的な内容が取得会社に比べて大きく変化していれば、被取得会社を持分の継続しない清算会社とみることもできるが、両者の間で持分の変質に大差がないときに、一方にだけ持分の継続を認め、他方についてはそれを認めないというのでは、概念の首尾一貫性を失った便宜的な会計処理にもなりかねない。

この持分の継続という考え方は、プーリング法では結合会社だけではなく、被結合会社にも適用されている一方、パーチェス法では、被結合会社には適用されず、結合会社にのみ適用されている。この観点からいうと、プーリング法とパーチェス法の違いは、結合する会社の一つについては持分の継続を認めたとうえで、他の会社について持分の継続を認めるか認めないかという違いになる。また、すべての企業結合についてパーチェス法を適用してもよいかという問題は、すべての企業結合について当事会社の持分の継続を認めなくてよいか、もしくは持分の継続を無視してよいかという問題に置き換えることもできる。そうすると、どのようなケースであれば持分の継続を無視してもよいのかが重要な課題になるため、それを検討する。

## **(2)「事業の取得(購入)」の考え方とパーチェス法の基本的考え方**

従来から、パーチェス法においては、企業結合による包括継承を事業を単位とした一括購入とみなすと説明されている。この見方に立って、パーチェス法は伝統的には他の会計処理基準と整合的に以下のように理解されてきた。

まず、資産(負債)の取得原価は取得時の公正価値で測定される。そこでいう公正価値は、独立の第三者間取引では現金支出額であるとされるが、非金銭取引では、原則として取引時点の時価が公正価値とされる。株式の交換による企業結合は非金銭取引に分類され、結合取引時点の公正価値をもって取引価額が測定される。非金銭取引のうち、非貨幣財同士の交換については、

流動性がより高い財の公正価値をもって取引価額が測定される。企業結合のように上場株式と交換に非貨幣財を取得したときには、その取引価額は上場株式の時価総額となる。複数の財を一括して取得している場合は、会計上の資産区分ごとに個別財の時価を基礎に取引価額を割り振り、個々の資産の取得原価を測定する。個別財の時価総額を超える取引価額（個別資産に割り振られなかった残余额）は、合併のれん（営業権）とされる。これが、伝統的なパーチェス法の概念である。

ただ、最近では、パーチェス法の説明に当たり、やや異なった角度から「取得（購入）」が擬制されている。すなわち、株式の交換による企業結合を「いったん時価発行増資をし、そこで払い込まれた現金を支払対価として、被結合会社の資産と負債を購入した」とみる擬制である。株式の交換による企業結合と現金買収とを同一視する見方である。

このように増資を擬制して企業結合を「取得（購入）」とみなす見方に対しては、この問題に限らず、実際に生起していない取引を擬制あるいは仮想して会計処理を定めることには、慎重にならなければならないという意見もある。株式の交換による企業結合を時価発行増資と現金買収とに分解、還元してしまうことに問題点や限界はないのか、株式の交換に固有の事象は何であり、それをどのようにして会計で表現したらよいのかなどについても立ち入って検討する。諸外国では、企業結合のすべてのケースについて、現金買収と同じ「取得（購入）」の擬制をあてはめようとする見解もあるが、そうした見解が妥当であるのかについても検討する。

他方、パーチェス法のもとでの被結合会社の資産と負債の評価替えを結合会社の側にも適用し、結合会社の資産・負債を結合時に評価替えする方法（フレッシュ・スタート法）が提示されることもある（注3）。ただその論拠は、パーチェス法における公正価値評価の論理からは必ずしも導かれないことに留意する必要がある。パーチェス法における公正価値評価は、取得会社にとっての取得原価で被取得会社の資産・負債を評価するものでしかない。継続企業である取得会社にとって、企業結合は新規の投資と同じとみるのがパーチェス法の考え方であり、したがって取得会社の資産・負債は従来帳簿価

額に基づいて評価されるのである。その考え方をフレッシュ・スタート法に適用するためには、結合当事会社がお互いを取得し合うという非現実的な擬制が必要になる。

フレッシュ・スタート法については、また、結合当事会社が結合後の企業に拠出するという想定が根拠とされることも多い。この考え方に立ってフレッシュ・スタート法を採用するためには、事実のうえでもすべての当事会社がいったん解散し、すべての株主持分が清算されたうえで、新たに設立される会社に拠出されるという状況が必要である。基本的には、文字どおりの新設合併に該当するケースである。

とはいえ、諸外国では、このフレッシュ・スタート法の可能性が完全に否定されているわけでもなく、企業結合の会計処理をめぐる議論において、選択肢の一つとして言及されることが少なくない。そのため、この方法については、諸外国の動向も踏まえて慎重に検討する。

### **(3) プーリング法とパーチェス法の使い分け**

「事業の取得」を常に優先する考え方も、「持分の継続」を常に優先する考え方も、いずれも、結合のある側面を強調し、それ以外を無視しているという点では違いはない。これまで、プーリング法とパーチェス法の比較については、さまざまな議論があるが、上記で確かめたとおり、現時点では、一方が他方を上回るという論理的優劣を決めることは難しい。企業結合の会計処理方法をパーチェス法に一元化すべきとする意見もあるが、上述したパーチェス法における持分の継続の考え方を完全に否定しないかぎり、プーリング法を完全に否定することはできないであろう。企業結合の中には、わが国に多いといわれる対等合併など、被結合会社の持分の継続を無視できない状況もありうる。

もっとも、プーリング法とパーチェス法は、異なる考え方に基づいているため、たな卸資産の評価方法や固定資産の減価償却方法のように両者を「状況にかかわらず選択できる代替的方法」として位置付けることもできない。その一方、これまでの会計処理基準では、たとえばリース取引の会計処理基

準におけるファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引での会計処理方法の使い分けのように、異なる方法を状況別に使い分けるという解決策が模索されてきた。プーリング法とパーチェス法の使い分けが妥当か否か、状況別に使い分けるとしたときの規準（規模規準や継続性規準）はどのようなものが適切かなど、両者の基本的な考え方や企業結合の実態を踏まえて検討する（注4）。

その検討に際しては、同時に、状況別に会計処理方法を使い分けるとしたときの問題点、弊害はないか、また、国際的調和の観点で問題はないかなども合わせて考慮する必要がある。ただ、プーリング法を採用した時に、パーチェス法を採用したと仮定した場合の会計数値を注記するのの一法であるものの、その方法には難しい問題も含まれている。第一に、プーリング法とパーチェス法は状況別に使い分けの方法であっても、同時に選択対象となる代替的方法ではない。第二に、プーリング法とパーチェス法では、利益の期間配分が異なるだけでなく、リースの会計処理方法の使い分けと違って、資本と利益の区分も異なるからである。

さらに、状況別に会計処理方法を使い分けるとき、実行可能性（操作性）と実効力の観点から、会計処理基準として、なんらかの数値規準を定める必要があるのかも検討する必要がある。また、企業が採用した会計処理方法いかんで、その後の企業活動（たとえば、自社株買いや資産処分など）は拘束されるのか否かなども、検討すべき論点である（注5）。プーリング法とパーチェス法との会計処理の差異が大きいため、自己に都合のいい会計処理方法を選択できるように、会計処理基準で定める使い分けの条件を見計らって結合の条件を操作する状況が生じないとは限らない。そうした裁定行動についても、検討に当たり留意する必要がある。

### **3 . のれんの会計処理**

#### **(1) のれんの本質**

企業結合で生じるのれん（貸借差額）に関して、まず、その源泉ないし発生原因を検討する必要がある。一般には、のれんは被結合会社の事業の超過

収益力を源泉とするといわれているが、状況によっては、結合当事会社の事業の結合によるシナジー効果、さらに結合会社の既存事業の超過収益力が含まれることもある。この三番目の要素は、とくに株式の交換による企業結合に際して、プレミアムが被結合会社株主に与えられるケースで生じることが多いといわれる。第三の要素が企業結合で生じる貸借差額に含まれている場合、それを資産に計上することは、自己創設のれんを計上することに等しく、かつ、その相当額が評価益（利益）ではなく資本（払込資本、拠出資本）に算入されることを意味する。そのように、のれんの資産計上には資本と利益の区分をめぐる難解な問題が含まれているため、のれんの会計処理の検討に先立って、その本質を見直してみる必要がある。

## （２）のれんの会計処理方法

のれんの会計処理は、さしあたり、借方に生じる「正ののれん」と貸方に生じる「負ののれん」とに分けて検討する。まず、正ののれんについては、自己創設のれんを計上しないという企業会計の基本原則との整合性に留意しつつ、会計処理を検討しなければならない。下記のように、さまざまな処理方法が従来からいわれている（注６）。

- A. 払込資本（拠出資本）から控除する
- B. 留保利益から控除する
- C. 年度の純利益から控除する
  - C1 即時に償却する
  - C2 規則的に期間配分して償却する
  - C3 通常は償却せず、減損処理をする

このうち、AとBの処理は、かつて諸外国で採用されていたこともあるが、それを支持する見解は少数のようである。企業結合における投資対価のすべてが費用性支出とみなされ、その全額がいずれかの会計期間で費用になるというのが、現在の一般的な考え方といえる。投資支出を費用に配分して年度の業績を測定するという企業会計の基本的枠組みにてらすと、AとBを採用するのは困難である。

のれんを即時に償却する C1 については、反対説も有力である。のれんの第一の要素である被結合会社の超過収益力が時間の経過とともに減少するとしても、即時に消失する性格ではないという意見もある。それによると、そこで期待した超過収益を実際に獲得（実現）するのに応じてのれんは償却されるべきであり、即時償却は収益との対応という観点から問題があるとされる。ただ、超過収益の実現パターンに応じて資産を償却することは現在の企業会計では行われておらず、あらかじめ定めた一定の計画に従って規則的に償却するのが、原則とされている。その意味では、C2 の規則的償却が説得力があるが、この C2 については、償却年限をどのように決めたらよいかという論点がある。

C3 では、減損一般の会計処理との関係が問題になる。諸外国の動向を見ても、のれんの減損処理について定まった見解はないようであり、慎重に検討しなければならない。また、のれんが超過収益力を表すとみるなら、競争の進展によって通常はその価値が減耗するはずであり、その点を無視する非償却の処理は従来から批判されている。たとえ超過収益力が維持されている場合でも、それは結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補完されているのであり、のれんを償却しないのは、追加投資による自己創設のれんを計上するのに実質的に等しいと考えられるからである。

### **(3) 負ののれん**

負ののれんについては、まず、どのようなケースでそれが生じるのかを、負債の認識や評価との関連に留意して検討する。その会計処理については、単純に正ののれんと対称的に会計処理をしてよいのか、それとも、負ののれんに固有の会計処理を定めるべきかが問題になる。これまで、直接に利益に算入（一時か、配分か）する方法のほか、償却性資産等の評価減に充てることで間接的に後の期間の利益に配分する方法が提案されており、それぞれについて検討する。なお、負債の認識や評価に関連して、予想される将来の損失に対する引当金（偶発損失引当金や利益留保に近い性質をもった引当金など）の会計処理方法にも留意しつつ検討する。

#### **(4) 識別可能無形資産**

企業結合時に生じる借方差額のうち、識別可能な無形資産については、たとえそれが法律上の権利ではなくとも、無形資産への振り替えを義務付けるべきであるという見解もある。この識別可能無形資産については、その振り替えを義務付けるか、容認にとどめるか、それとも禁止するか、さまざまな代替案が考えられるため、それぞれの問題点を検討する。振り替えを認める場合には、無形資産一般の会計処理との整合性を踏まえつつ、評価額の妥当性をどのように確保するのか、その場合に外部からの検証可能性をどう考えるのか、企業に新たな裁定機会を提供しないかなどの問題も合わせて検討する。

#### **4. 企業結合会計の適用範囲等**

企業結合の会計処理に関連して、以下の論点も検討する。

第一は、企業結合の会計処理基準と連結会計基準との関係である。両者の違いから、会計処理の結果に不整合が生じないようにする必要がある。たとえば、のれんと連結調整勘定の性格は類似しているとしばしば指摘されている。不整合を防止するという観点から、そのような合併のれんと連結調整勘定に同じ会計処理を適用すべきか検討する。

第二は、企業分割との関係である。企業結合と企業分割の会計処理基準が異なることから会計処理の結果に不整合が生じないようにする必要がある。たとえば、共同新設分割、吸収分割は、分割と合併が複合された取引であるとみることにも可能である。そのような実質において合併とみられる企業分割にも、ここでいう企業結合と同じ会計処理を適用すべきか検討する。

第三は、企業集団内の企業（共通支配下企業）間の合併等の会計処理である。企業集団内の企業間の合併等は企業結合に該当しないとみる見解が有力である。この見解では、企業集団内の合併等に適用される会計処理方法は、企業結合の会計処理方法であるパーチェス法やプーリング法と必ずしも同じでないと考えられている。企業結合の会計処理方法を検討するに当たりその

ように理解してよいか検討する。

第四は、プーリング法を採用した場合、結合の時期にかかわらず、結合年度の被結合会社の収益と費用のすべてを結合会社の収益と費用に合算してよいか、また、過年度の財務諸表を修正再表示すべきか検討する（注7）。

（注1）企業会計原則には、合併の会計処理に関して次のような規定がある。

・合併差益のうち消滅した会社の利益剰余金に相当する金額については、資本剰余金としないことができる（注解19）

・営業権は、有償で譲受け又は合併によって取得したものに限り貸借対照表に計上し、每期均等額以上を償却しなければならない（注解25）

（注2）新株に加えて、金銭や自己株式が交付される場合には、これらの金額を純資産額から控除した金額が限度となる

（注3）フレッシュ・スタート法とプーリング法・パーチェス法の比較については、3. 主要な会計処理方法参照。

（注4）米国の会計処理基準及び国際会計基準の使い分けの規準の概要については、参考資料参照。

（注5）米国の会計処理基準の具体例については、1. 米国の企業結合会計参照。

（注6）正ののれんに関して、わが国の商法では、有償譲受け、吸収分割及び合併により取得した場合に限って暖簾（のれん）を資産計上することが認められており、その場合は取得後5年以内に均等額以上を償却することとされている。

商法では負ののれんに相当する金額は資本金または資本準備金の増加額に含まれる。

（注7）プーリング法を適用する場合、過去においても結合されていたかのように結合当事会社の過年度の財務諸表を合算して再表示するという処理があり、諸外国の会計処理基準では採用されている。

## ・参考資料

### 1. 米国の企業結合会計

#### (1) 現行の会計処理基準の概要

企業結合に関する米国会計基準の取り扱いは、1970年8月に公表されたA P B意見書第16号「企業結合」、及びA P B意見書第17号「無形資産」に規定されている。

A P B意見書第16号では、一つ会社と一つ以上の会社または会社組織をとっていない企業体の結合（二つ以上の会社が一つ会社になる場合、ある会社の子会社になる場合、譲渡会社の資産・負債の一部または全部を譲渡する場合が含まれる）を対象とし、少数株主持分の取得、親会社から新設子会社への純資産の譲渡、及び共通の支配に服する会社間の純資産の譲渡または株式交換は対象から除かれる。

企業結合取引のうち、相互に独立している会社の持分の全てが結合すること、持分の結合の方法が の性格を有することを客観的に示すものであること、それを疑わせるような取引が結合契約の中に含まれていないこと、という観点から設定された12個の識別規準を全て満たす取引についてはプーリング法が適用され、それ以外の取引についてはパーチェス法が適用される。例えば、識別規準の一つとして、結合計画開始から完了日までの自己株式の取得制限をあげているが、これは、企業結合前に現金を対価として自己株式を取得し、その自己株式を企業結合の相手会社に交付することで、普通株式の交換を擬制したプーリング法の適用（実質は現金を対価とした企業結合と変わらない）を防止するためのものである。また、結合存続会社は結合後2年以内に重要な取得資産を処分する計画を持たないことを要求しているが、これは「持分の全てが結合される」というプーリング法の基本的な考え方を逸脱させないためである。

A P B意見書第17号は、無形資産の会計処理方法について、外部より取得した無形資産は取得価額により資産に計上し、関連する要素に基づいて決定した効果の及ぶ期間（見積残存期間）にわたって償却することとしている。

見積残存期間が40年を超える場合には40年にわたって償却し、取得時に一時償却したり、もしくは任意の短い期間内に償却したりすることはできない。パーチェス法の適用の結果計上されたのれんについても、これにより40年以内の期間にわたって償却される。

## (2) 最近の動向

米国財務会計基準審議会(FASB)は、APB意見書第16号、同第17号の適用に関し多くの照会が証券取引委員会(SEC)やFASBなどに寄せられ、それを通じて両基準の欠陥が明らかになってきたこと、投資活動が世界規模で行われるようになったことにより、企業結合に関する内外の会計基準の国際的比較可能性への要請が高まってきたこと、会計基準の相違が、M&A市場での競争に影響を与えるようになってきたこと、等の理由から、1996年に企業結合会計新基準作成に関するプロジェクトを開始し、1999年9月7日に公開草案「企業結合及び無形資産」公表した。

この公開草案の第一のポイントは、企業結合の会計処理方法をパーチェス法に統一し、プーリング法の採用を認めないこととした点にある。FASBは、まず、処理方法の統一による会計数値への信頼性の向上等の理由から、単一の処理方法の採用にメリットが多いと結論付けた。次に、その場合に選択すべき会計処理方法としては、パーチェス法のみが全ての企業結合に適用可能であるとした。プーリング法については理論的根拠に乏しいとして退け、またフレッシュ・スタート法については利点を認めながら、適用上の追加的コスト、二つの会計処理方法を置くことによるデメリット(会計上の裁定の可能性、両者の適用領域について明確な線を引くことの困難性)が利点を上回るとして、パーチェス法を採用することとした。

第二のポイントは、のれんを非償却とし、代わりに減損レビューの対象とすることとした点である。( . 3 . のれんの会計処理のC3の方法 ) この結論に至った理由として、FASBは、のれん償却費の持つ意味が投資家にとって乏しいとしたうえで、のれんは減価するとしても規則的なものではなく、またその有効経済年数を予測することは困難であること、十分厳格で適用可

能な減損レビューの方法が確立されていることなどをあげている。のれんの減損レビューは、SFAS 第 121 号による長期性資産の減損の評価とは別個に行われる。レビューは、毎年実施する必要がある、また、レポ - ティング・ユニット（のれんの減損の識別単位）の時価がその帳簿価額を下回る可能性を示す事象や状況が発生した場合には、期中においても検討が必要となる。

負ののれん、すなわち、被取得企業の純資産の公正価値が企業取得の対価を上回る部分については、金融資産（持分法が適用される投資を除く）、売却予定資産、繰延税金資産、前払年金費用及びその他の流動資産を除いた取得資産に配分し、その残額は異常利益（extraordinary gain）として認識する。A P B 意見書第 16 号では、最初に非流動資産に割当てられるべき価値を比例的に減じ、もし非流動資産がなくなるまで賦課しても超過額が残る場合には、貸方項目として繰延べられ償却されることになっていた。

F A S B は 2001 年 6 月下旬の投票結果を受けて、7 月後半に、「企業結合」、  
「のれん及びその他の無形資産」の二つの最終意見書を公表する予定といわれている。

## 2. 国際会計基準の企業結合会計

### （1）現行の会計処理基準の概要

企業結合に関する国際会計基準は第 22 号「企業結合」である。同号は 1983 年にはじめて設定され、1993 年、1996 年、1998 年の三度にわたって改訂されている。1998 年の改訂は、企業結合会計の抜本的な見直しを行ったものではなく、主に「資産の減損」、「引当金、偶発負債及び偶発資産」及び「無形資産」に関する国際会計基準との整合性を確保するために行われたものであるが、同時に負ののれんに係る会計処理についても基本的な見直しが行われている。

そこでいう企業結合とは、一つの企業が他の企業と合体するか、もしくは他の企業の純資産及び事業に対する支配を獲得する結果として、独立する複数の企業が一つの経済的主体となることと定義されている。これは原則として連結財務諸表上の企業結合取引に適用され、個別財務諸表上の適用は、

他の企業から純資産を取得するだけで親子会社関係を生じさせない企業結合取引に限定される。また、親子会社間や子会社間といった共通支配下にある企業間の結合取引は基準の対象とされていない。

企業結合の会計処理については、パーチェス法を基本とし、プーリング法の適用は、取得企業を識別できない極めて例外的な企業結合の場合に限って認めるアプローチを採用している。すなわち、ほとんどすべての企業結合では一方の結合当事企業が他方の結合当事企業に対する支配を獲得するため取得企業を識別することができるという考え方をとっており、取得企業が識別可能であれば「取得」に分類してパーチェス法を強制し、そうでなければ「持分の結合」に分類してプーリング法を強制する。プーリング法が適用されるのは、次の三つの要件すべてを満たし、かつ、結合当事企業が取得企業を識別できないことを立証できる場合に限られると解釈されている。すなわち、

結合当事企業の議決権付普通株式の事実上ほとんどすべてが交換またはプールされる。

一方の企業の公正価値（例えば株価総額）が他方の企業のそれと大きく異ならない。

いずれの企業の株主も、結合後において、結合後企業に対し結合前と相対的に同様の議決権及び持分を維持する。

さらに、吸収合併における法律上の存続会社と企業結合会計上の取得企業が相違することとなるような場合を「逆取得」とよび、そのような場合には存続会社が消滅会社によって取得されたものとみなし、存続会社の資産や負債にパーチェス法を適用する。このように結合当事企業のいずれが法律上の存続会社になるかといった法形式よりも、あくまで取得企業が識別可能か否かという企業結合の実態に着目する。

パーチェス法の下で認識されるのれんは、20年を反証可能な上限として経済的便益が期待される最善の見積期間にわたって規則的に費用として償却する。のれんを20年より長い期間にわたって償却する場合には、資産の減損に関する国際会計基準に準拠してのれんの回収可能性を決算日ごとに検討する。

他方、負ののれんはその発生原因別に、すなわち、将来の損失や費用を予

想して決定された取得価額に起因して生じたものか否かにより大別する。そして将来の損失等に起因すると考えられる負ののれん部分は、将来の損失等が実際に発生した時点で利益として認識する。それ以外の負ののれんは資産を安く取得した利得と考え、まず非貨幣性資産の公正価値の範囲までは規則的な方法で平均耐用期間の利益に配分し、その範囲を超える分については即時に利益として認識する。

またパーチェス法に関しては、「取得が連続した株式購入により達成される場合」の具体的な取り扱いのほか、パーチェス法の下で認識すべき個々の資産や負債の公正価値の決定方法についても、各項目ごとに詳細な指針が示されている。開示に関しては、パーチェス法、プーリング法のそれぞれについて詳細な開示が求められている。

なお、1998年に改訂された国際会計基準第22号は1999年7月1日以降開始する年度の財務諸表に対して適用され、詳細な経過措置が設けられている。早期適用も奨励されているが、その場合には、「資産の減損」、「引当金、偶発負債及び偶発資産」及び「無形資産」に関する国際会計基準についてもセプトで適用することが求められている。

## (2) 最近の動向

G4+1から1998年12月に企業結合に関する報告書が公表されている。G4+1とは、自国の会計基準設定の参考に資するために共通問題について意見交換することを目的とした基準設定主体関係者の非公式の集まりであり、米国、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国と、オブザーバーの国際会計基準委員会から構成されている。G4+1から公表された企業結合に関する報告書は、各会計基準設定主体がとるべきアプローチを提案、勧告しようとするものであり、企業結合の会計処理方法についてはプーリング法を廃止し、パーチェス法に統一することを提案している。そのような結論に至った主な根拠は、すべての企業結合に適用可能なのはパーチェス法のみであり、パーチェス法から得られる会計情報は他の会計情報と比較可能であるほか、利害関係者にとっても理解が容易だからとされている。

国際会計基準委員会ではプロジェクトとして企業結合会計を取り上げるとともに、幅広くコメントを求めるためこのG 4 + 1の報告書を自らも公表し、寄せられたコメントに関する分析や調査に加え企業結合に関する現行の国際会計基準を改訂する必要性についても検討を行うべく起草委員会を設置している。

### 3 . 主要な会計処理方法（比較表）

企業結合の会計処理方法と考えられている、パーチェス法、プーリング法、フレッシュ・スタート法の三つを比較すると、概ね、次のように要約される。

視点	プーリング法	パーチェス法	フレッシュ・スタート法
持分が継続している とみなされる当事企業	すべての当事企業	取得企業のみ	ない
適用可能な取得対価 の性質	株式のみ	あらゆる対価	あらゆる対価
結合時に当事企業の 資産・負債の評価替 えを行うか	全く行わない	被取得企業に限って 行う	すべての当事企業に ついて行う
資産・負債の評価替 えによりのれんを認 識するか	認識しない	原則として認識する が、認識されない場 合もある	認識する方法と認識 しない方法がある
当事企業の利益剰余 金を引き継ぐか	すべての当事企業に ついて引き継ぐ	取得企業に限って引 き継ぐ	全く引き継がない
当事企業の結合日前 当期損益を引き継ぐ か	すべての当事企業に ついてすべて引き継 ぐ	取得企業に限ってす べて引き継ぐ	全く引き継がない

本表の作成に当たり、G 4 + 1の報告書（1998年）の一部を参考にしている。